

福祉バスの利用基準

福祉団体等が福祉バスを利用する場合は、次の利用基準及び条件によります。

1 利用できる団体及び回数

(1) 地域社協、地区社協の行事（1年間の延べ利用回数は、社協会員数による）

ア 社協会員数	～100名	2台
イ 社協会員数	101～200名	3台
ウ 社協会員数	201～400名	4台
エ 社協会員数	401～	5台

(2) 伊那市ボランティア・地域活動応援センターに登録のあるボランティア団体の行事、ボランティア活動（1年間に延べ10台までとする）

- ① 関係団体から参加要請があったもの（通知文章のコピーを添付する）
- ② 原則として、参加者の半数以上が身障者で、その支援としてのボランティア活動（申請時に名簿を添付する）

(3) 伊那市社会福祉協議会が認めた障害者関係団体、福祉団体等の行事（1年間に延べ10台までとし、行事の要綱、チラシ等のコピーを添付する）

(4) 高齢者及び障害児者に関する福祉事業所等の行事（1年間に延べ5台までとする）

(5) 前号のほか、会長が必要と認めた場合

2 利用できる日

原則として土曜日、日曜日、祝祭日、お盆及び年末年始を除きます。

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日の場合は貸出扱いとし、日帰りを原則として利用できます。

なお、1－(4)に規定する団体については、いずれの場合も車両の貸し出しのみとします。

3 利用できる運行時間及運行範囲

原則として日帰りとし、運行時間は8時30分（事務所出発時刻）から17時15分（事務所帰着時刻）までの間で、1日の走行距離は、300Km以内とします。

4 費用等

上伊那郡内の利用に関しては無料です。

それ以外の場合は、利用団体に燃料代、有料道路代、駐車場代等の経費について負担していただきます。

なお、1－(4)に規定する団体については、上伊那郡内の利用の際も経費を負担していただきます。

5 利用申込み

運転手の手配の関係上、予約時以降できるだけ速やかに、かつ、利用予定日の7日前までには必ず「使用申込書」を提出してください。7日前までに「使用申込書」の提出がない場合、予約は取り消しとなります。

なお、利用予約は1-(1)、(2)及び(3)については利用日の6ヶ月前(但し、土日祝祭日及び年末年始等の休館日を除く)より受付を開始します。1-(4)については利用日の3ヶ月前(但し、土日祝祭日及び年末年始等の休館日を除く)より受付を開始します。

6 その他

- (1) 利用可能な乗車人数(参加者)は、運転者を除き原則として10人以上とします。
- (2) 乗車定員は、さわやか号が正座席17席・補助席6席・車いす席2席の計25席、新マイクロ伊那号が正座席13席・補助席7席・車いす席2席の計22席となります。
- (3) 運行計画は事前に提出し、安全運転確保のため、正当な理由がない限り、当日の変更はできません。
- (4) 安全運転に徹するため、利用団体は、運行計画を、最も安全で運転手の負担の少ない経路となるよう配慮してください。
- (5) 運転手は、安全運転に専念するため、介護は行いません。
- (6) 安全上の観点から、乗車・降車場所は計画書に示された箇所とします。
- (7) 乗車時にはシートベルトを着用するものとし、利用者のシートベルトが確認できない限り発車しません。
- (8) 車両内での飲酒および喫煙はできません。
- (9) 利用者は、返却時には、ごみの持ち帰りと車内の清掃を行ってください。
- (10) 特定の団体に利用が集中しないよう、調整をとる場合があります。
- (11) 貸出の際の運転手は、75歳までとします。

この基準は、平成22年4月1日の運行より適用する。

この基準は、平成27年4月1日の運行より適用する。

この基準は、令和元年7月1日の運行より適用する。